

不用な着物の買い取りに来た業者から 貴金属を買い取られた！

相談事例



業者から「不用品があれば買い取る。」という電話があり、処分したい着物があつたので来訪してもらった。業者の男性は、着物は200円で買い取ると言ったが、その際「貴金属はないか。」と聞いてきた。指輪やネックレスを見せたところ、売ってほしいとしつこく言われて断り切れず、まとめて5,000円で売ってしまった。大切な品を売ってしまったことを後悔し、数日後に返してほしいと連絡したが、他の業者に売ってしまったと言われた。

ポイント

1. 訪問購入では、業者が消費者の自宅等を突然訪問して買取りの勧誘をすることは、法律で禁止されています。事例の様に、連絡してから訪問した場合でも、事前の約束とは違う物品の買取りを求めることは禁止されています。
2. 契約した際には、契約書面の交付が義務付けられています。契約書面を受け取ってから8日間は契約を無条件で解除（クーリング・オフ）し、お金を返して物品を取り戻すことができます。また、クーリング・オフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができます。

※ただし、一部の物品（自動車（2輪を除く）、大型家電、家具、書籍、有価証券、CD、DVD、ゲームソフト等）には法律の規定が適用されません。

アドバイス

1. 不要な勧誘はきっぱりと断り、突然訪問した買取り業者は家に入れないようにしましょう。事前の約束とは違う物品の買取りを求められても応じないようにしましょう。
2. 契約時に物品を引き渡すと、転売されて取戻しが困難になる場合があります。クーリング・オフ期間中は、物品を引き渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法になります。
3. 困った時は、消費生活総合センター（075-256-0800）にご相談ください。

※京都市以外にお住まいの方は、最寄りの消費生活センター又は消費者ホットライン（188）にご相談下さい。

公益社団法人京都不動産研究協会との共催による「不動産無料相談会」のご案内
弁護士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等が、不動産に関する相談に総合的にお答えします。

相談日 平成31年 2月8日（金） 場所 ひと・まち交流館 京都
相談時間 10時～正午、13時～16時（受付9時半～15時半） 予約不要